

平成二十七年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### 第 1 号 平成 27 年 11 月 24 日（火）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第 1）	3
会議録署名議員の指名（日程第 2）	3
会期の決定（日程第 3）	3
諸般の報告	3
副議長の選挙（日程第 4）	3
当選告知	4
副議長あいさつ（丹内俊範君）	4
副広域連合長の選任について（日程第 5）	4
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	4
発言の申し出 副広域連合長（吉田豊君）	6
議案 7 件一括議題（日程第 6－12）	6
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	6
〃            会計管理者（石井啓之君）	8
報告（青後広監第 6 号・日程第 13）	1 2
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	1 2
閉会	1 3

平成 27 年第 2 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号  
平成 27 年 11 月 24 日（火曜日）

---

## ○議事日程 第 1 号

平成 27 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 27 年 11 月 24 日（火曜日） 午前 11 時 10 分開議

- |      |                  |   |
|------|------------------|---|
| 第 1  | 議席の指定            |   |
| 第 2  | 会議録署名議員の指名       |   |
| 第 3  | 会期の決定<br>(諸般の報告) |   |
| 第 4  | 副議長の選挙           |   |
| 第 5  | 議案第 9 号          | 副広域連合長の選任について   |
| 第 6  | 議案第 10 号         | 専決処分の承認について<br>(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する<br>条例の一部を改正する条例の制定について)           |
| 第 7  | 議案第 11 号         | 専決処分の承認について<br>(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の<br>減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更につい<br>て) |
| 第 8  | 議案第 12 号         | 平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正<br>予算 (第 1 号)                                  |
| 第 9  | 議案第 13 号         | 平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医<br>療特別会計補正予算 (第 1 号)                           |
| 第 10 | 議案第 14 号         | 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後<br>期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する<br>条例の制定について       |
| 第 11 | 議案第 15 号         | 青森県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正<br>する条例の制定について                                   |
| 第 12 | 議案第 16 号         | 決算の認定について<br>(平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・<br>後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)             |
| 第 13 | 青後広監第 6 号        | 例月出納検査報告  |

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

**○出席議員（13名）**

1番	大 矢	保 君
4番	北 山 一	衛 君
6番	小山田	久 君
9番	佐々木 慶	和 君
10番	齋 藤 政	子 君
11番	島 中 春	光 君
12番	森 内	勇 君
13番	東 條 昭	彦 君
15番	山 田 年	伸 君
16番	安 田	弘 君
17番	円 子 德	通 君
18番	丹 内 俊	範 君
19番	樋 口 秀	視 君

---

**○欠席議員（6名）**

2番	葛 西 憲	之 君
3番	小 林	眞 君
5番	平 山 誠	敏 君
7番	小比類卷	雅彦 君
8番	宮 下 宗一郎	君
20番	山 本 晴	美 君

---

**○説明のため出席した者の職氏名**

広域連合長	鹿 内	博 君
副広域連合長	吉 田	豊 君
代表監査委員	山 形	博 君
事務局 長	小 林 順	一 君
会計管理者	石 井 啓	之 君
業務課 長	西 澤	徹 君

---

**○出席書記氏名**

書 記 長	工 藤 壽	彦
書 記	磯 野 裕	子
書 記	葛 西 孝	徳

### 午前 11 時 10 分開会

○議長（大矢保君） これより、平成 27 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

---

### 日程第 1 議席の指定

○議長（大矢保君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

---

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（大矢保君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、6 番小山田久議員及び 9 番佐々木慶和議員を指名いたします。

---

### 日程第 3 会期の決定

○議長（大矢保君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

### 諸般の報告

○議長（大矢保君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

---

### 日程第 4 副議長の選挙

○議長（大矢保君） 日程第 4 「副議長の選挙」を行います。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、18 番丹内俊範議員を指名いたします。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました 18 番丹内俊範議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 18 番丹内俊範議員が副議長に当選されました。

○議長（大矢保君） ただいま、副議長に当選されました 18 番丹内俊範議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

○議長（大矢保君） この際、副議長に当選されました丹内俊範議員の当選承諾の挨拶をお願いいたします。

登壇願います。

〔副議長丹内俊範君登壇〕

○副議長（丹内俊範君） ただいま議員各位の御推挙をいただきまして、副議長を努めさせていただきます、東通村議会議長の丹内俊範でございます。

大矢議長を補佐しながら、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしく御支援のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

---

## 日程第 5 議案第 9 号 副広域連合長の選任について

○議長（大矢保君） 日程第 5 議案第 9 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

○議長（大矢保君） 提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 平成 27 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

す。

急速に進む少子高齢化や医療技術の進歩などにより、医療費がふえ続ける中で、高齢者の皆様が将来にわたり安心して医療を受けられるよう、現役世代と高齢者でともに支え合う制度として平成20年4月に発足した「後期高齢者医療制度」は、ことしで8年目を迎えております。

この間、構成市町村の御協力はもとより、さまざまな制度の改善も図られ、高齢者を支える医療保険制度として安定し、定着してまいりました。

しかしながら、高齢者の医療費については今後さらに増加することが見込まれることから、国においては、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくための制度改革が進められているところでございます。

御承知のとおり、本年5月には、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したところであり、その主な内容としましては、国民健康保険の財政基盤の強化を図った上で財政運営の責任主体を都道府県へ移行することや、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、また、広域連合が実施する保健事業については、「高齢者の特性に応じた保健指導」を推進することなども盛り込まれ、保険者として今まで以上に積極的な取り組みが求められております。

当広域連合におきましても、被保険者の皆様の健康の保持増進、さらには医療費の適正化にもつなげていくための保健事業をさらに充実させてまいりたいと考えております。

今後におきましても、被保険者の皆様に安心いただける、また、制度を支える皆様方にも信頼されるよう、これまで以上に構成市町村との連携を強化し、広域連合としての運営責任を果たしてまいり所存でありますので、議員の皆様には一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第9号について御説明申し上げます。

平成25年第1回臨時会において御同意をいただき、選任いたしました副広域連合長館岡一郎氏は、去る4月29日をもって任期が満了いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、六戸町長吉田豊氏が適任と認められますので、選任いたしたいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（大矢保君）** これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大矢保君）** 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、同意することに決しました。

---

○議長（大矢保君） ただいま副広域連合長に選任することに同意された吉田豊氏から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔吉田豊君登壇〕

○副広域連合長（吉田豊君） 議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位から副広域連合長就任の御同意をいただきました六戸町長の吉田豊でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、運用から8年目というふうには伺っておりますが、当初議員として携わらせていただいたものでございます。

40市町村が連携を図りながら進めていく事業でございますので、私も微力ながら後期高齢者の制度がより円滑に運営されていきますように努力をさせていただきたいと思っております。

議員各位におかれましては御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、副広域連合長就任の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

---

日程第6 議案第10号 専決処分の承認について（青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）～

日程第12 議案第16号 決算の認定について（平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

○議長（大矢保君） 日程第6議案第10号「専決処分の承認について」から日程第12議案第16号「決算の認定について」までの計7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 議案第10号及び議案第11号の2件の専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案第10号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

する条例の制定については、平成 27 年 8 月 21 日に専決処分したものであります。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により避難されている被保険者に係る保険料の減免については、平成 23 年度から減免の特例を設けて適用してきたところですが、国から平成 27 年度においても延長するとの方針が示されたことから、減免の特例を引き続き適用するため、所要の改正を行ったものであります。

議案第 11 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、平成 27 年 6 月 23 日に専決処分したものであります。

青森県市町村総合事務組合の構成団体である三戸地区塵芥処理事務組合が、平成 27 年 8 月 31 日をもって解散することから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、青森県市町村総合事務組合から協議を求められたものであります。

なお、この 2 件は、いずれも地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 12 号平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成 26 年度決算において剰余金が生じたこと、また、職員手当等の人件費において増減が見込まれるため、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は 210 万余円の増額補正となり、予算規模は 4 億 8208 万円となります。

次に、議案第 13 号平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、東日本大震災で被災した被保険者を対象に実施した保険料の減免及び一部負担金等の免除に対する国からの財政措置が示されたこと、また、平成 26 年度決算において剰余金が生じたこと、さらには、平成 26 年度保険給付費等の確定に伴う国・県支出金等の精算のため、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は 23 億 3671 万余円の増額補正となり、予算規模は 1585 億 1148 万余円となります。

次に、議案第 14 号青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、情報公開条例及び個人情報保護条例において引用している条項及び用語の整理をするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 15 号青森県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続法の一部改正により、新たに法律の要件に適合しない行政指導の中止等の求めや法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めること

ができる規定が設けられたこと等を踏まえ、当広域連合が条例に基づき行う処分または行政指導等についても、同法と同様の規定を設ける必要があることから、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第 16 号平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。その詳細については、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（大矢保君）** 次に、平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者石井啓之君登壇〕

**○会計管理者（石井啓之君）** 平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

一般会計、後期高齢者医療特別会計あわせた、歳入歳出決算総額でございますが、予算現額合計は 1564 億 6303 万余円、歳入決算額合計は 1595 億 8377 万余円、歳出決算額合計は 1543 億 3378 万余円で、差引額は 52 億 4998 万余円となっております。

続きまして、各会計の歳入歳出について御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入合計でございますが、予算現額 4 億 5403 万余円に対しまして、収入済額は 4 億 5411 万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款分担金及び負担金につきましては、市町村共通経費負担金で、収入済額は 4 億 2900 万余円となっております。

第 4 款繰越金につきましては、平成 25 年度からの繰越金で、収入済額は 1478 万余円となっております。

次に、一般会計の歳出の合計でございますが、予算現額 4 億 5403 万余円に対しまして、支出済額は 4 億 2165 万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第 1 款議会費につきましては、議員報酬や費用弁償などで、支出済額は 75 万余円となっております。

第 2 款総務費につきましては、市町村派遣職員の給与費負担金や後期高齢者医療特別会計への繰出金などで、支出済額は 4 億 2090 万余円となっております。

この結果、不用額は 3237 万余円となりましたが、その主なものといたしましては、第 2 款総務費の 2204 万余円で、これは後期高齢者医療特別会計への繰出金などの予算執行残額であります。

一般会計の歳入歳出差し引き残額 3245 万余円につきましては、地方自治法第 233 条の

2の規定などに基づき、2分の1以上に相当する1630万円を財政調整基金に繰り入れし、残額は平成27年度の一般会計へ繰り越しするものであります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

まず、後期高齢者医療特別会計の歳入合計でございますが、予算現額1560億900万余円に対しまして、収入済額は1591億2965万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

第1款市町村支出金につきましては、保険料等の負担金収入で、収入済額は232億843万余円となっております。

第2款国庫支出金につきましては、療養給付費等の負担金収入などで、収入済額は567億1241万余円となっております。

第3款県支出金につきましては、療養給付費等の負担金収入などで、収入済額は124億37万余円となっております。

第4款支払基金交付金につきましては、現役世代からの後期高齢者交付金収入で、収入済額は606億7031万余円となっております。

第10款諸収入につきましては、収入済額は1億1888万余円となっており、その主なものは、診療報酬等過誤返納金であります。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳出の合計でございますが、予算現額1560億900万余円に対しまして、支出済額は1539億1212万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

第1款総務費につきましては、電算処理業務や被保険者証作成に係る経費及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金などで、支出済額は14億248万余円となっております。

第2款保険給付費につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費などの給付費で、支出済額は1476億5453万余円となっております。

この結果、不用額は20億9687万余円となりましたが、その主なものは第2款保険給付費の18億8633万余円で、これは療養給付費、高額療養費などの予算執行残額であります。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出差し引き残額52億1753万余円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などに基づき、2分の1以上に相当する26億1000万円を後期高齢者医療財政調整基金に繰り入れし、残額は平成27年度の後期高齢者医療特別会計へ繰り越しするものであります。

以上、平成26年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（大矢保君）** 議案第10号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。  
議案第 10 号について、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
議案第 10 号について、承認することに御異議ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第 10 号については、承認することに決しました。  
議案第 11 号について、これより質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。  
議案第 11 号について、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
議案第 11 号について、承認することに御異議ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第 11 号については、承認することに決しました。  
議案第 12 号について、これより質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。  
議案第 12 号について、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
議案第 12 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号について、これより質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 13 号について、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 14 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 15 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第 16 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 16 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号については、認定することに決しました。

---

### 日程第 13 青後広監第 6 号 例月出納検査報告

○議長（大矢保君） 日程第 13 青後広監第 6 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

---

○議長（大矢保君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

---

○議長（大矢保君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、人事案件の御同意をはじめ、専決処分の承認、本年度の補正予算、条例の一部改正についての御議決、並びに平成 26 年度決算の認定を賜り厚くお礼申し上げます。

医療制度改革の詳細につきましては、国において引き続き協議が行われることとなっておりますが、今後もこれらの動向に留意しながら、高齢者の皆様が将来にわたり安心して医療が受けられ、生き生きと自立した高齢期を送ることができるよう、構成市町村とさらなる連携を深めながら、保険者として積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、皆様には、後期高齢者医療広域連合議会議員のお立場のみならず、市町村の長ま

たは市町村議会議長として、これから 12 月議会も予定され、また年末を控え何かとお忙しい時期となります。どうぞ御健勝でそしてますます御活躍をされますよう、あわせてそれぞれの市町村のなご一層の御発展をされますよう心よりお祈り申し上げて、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。（拍手）

---

## 閉 会

○議長（大矢保君） これにて、平成 27 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 39 分閉会

---

## 署 名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 大 矢 保

議 員 小 山 田 久

議 員 佐 々 木 慶 和